

議案第67号参考資料

利根町国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条から第18条まで省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与</p>	<p>第1条から第18条まで省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与</p>

所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 19,600円

イ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

9,380円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 11,340円

所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 27,930円

イ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

11,760円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 14,560円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 14,000円

イ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,700円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 19,950円

イ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,400円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 10,400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万

5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,680円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,240円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に20歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「20歳以下被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する20歳以下被保険者につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ20歳以下被保険者1人について次に定める額

5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,360円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,160円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に20歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「20歳以下被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する20歳以下被保険者につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ20歳以下被保険者1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,200円
 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,000円
 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ20歳以下被保険者1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,010円
 イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,350円
 ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,360円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,700円

3 (略)

第21条の2以下省略

別表第1 (第5条関係)

国民健康保険の被保険者に係る税率及び税額

所得割	<u>100分の5.0</u>
被保険者均等割	被保険者1人について <u>28,000円</u>

別表第2 (第5条の5関係)

後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税率及び税額

所得割	<u>100分の2.5</u>
-----	-----------------

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,985円
 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,975円
 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,950円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ20歳以下被保険者1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,520円
 イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,200円
 ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,720円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,400円

3 (略)

第21条の2以下省略

別表第1 (第5条関係)

国民健康保険の被保険者に係る税率及び税額

所得割	<u>100分の6.0</u>
被保険者均等割	被保険者1人について <u>39,900円</u>

別表第2 (第5条の5関係)

後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税率及び税額

所得割	<u>100分の3.0</u>
-----	-----------------

被保険者均等割	被保険者1人について <u>13,400円</u>
---------	---------------------------

別表第3（第7条の2関係）

介護納付金課税被保険者に係る税率及び税額

所得割	<u>100分の1.8</u>
被保険者均等割	被保険者1人について <u>16,200円</u>

被保険者均等割	被保険者1人について <u>16,800円</u>
---------	---------------------------

別表第3（第7条の2関係）

介護納付金課税被保険者に係る税率及び税額

所得割	<u>100分の2.0</u>
被保険者均等割	被保険者1人について <u>20,800円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。